

部落差別を解決する 画期的「推進法」

伊都地方人権尊重連絡協議会主催の「こころの研修講演会」が7月27日、あじさいホールでひらかれ、企業や行政、支部員など



こころの研修

246人が参加した。

昨年12月に成立・施行した「推進法」について、奥田均・近畿大学教授を講師に、この法律ができた経緯や意義、今後部落解放運動に活用していきける法律であることなどをわかりやすく解説された。

2002年に「地対財特法」期限切れ以降、約15年間の法的空白があった。この間、部落差別は解消されたといい風潮が流れたが、現実差別は根強く残り、さ

らに増大・悪質化しており「法」制定を求める運動は衰退することなく推進されてきた。このようななか成立した「推進法」は「現在もおお部落差別が存在する」と部落差別の存在をは

じめて法律で認知し、また「部落差別のない社会を実現することを目指す」という法にない画期的なものとなっている。

「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」につづいて施行された「推進法」は、大きな時代（社会）のうねりによって必然的にできた法律であると締めくくった。

伊都振興局 9/13

藤井静雄・紀北ブロック協議会ブロック長、宮本県連書記長のあいさつにつづき、藤森弘之・振興局長は

「土地差別は大きな問題。昨年「推進法」が施行されたが理念法。差別を受けた人への救済措置がない。同和問題の早期解決は地域

住民との連けいが重要。コミュニティセッションをとりながら、すすめたい」とあいさつした。

法制定にかかわり、職員全員の研修を実施し、企業や住民には「こころの研修」を実施した。各部として企業誘致、JAや土地開発の部分で「推進法」を周知徹底するなど、局全体でとり

くんでいると回答があった。本人通知制度にかかわり、差別事件につながる案件はなかったが、振興局職員への周知と登録を増やすことが回答された。

マイナンバー制度にかかわり、参加者から「許認可の問題もあり、県で共有するとか、管理の問題など、添付書類を簡潔にするなど、課題は多い」と意見があり、振興局から「窓口業務で対応できる場所は協議しながらすすめたい」とした。

新宮支部が連帯する市民団体「環境問題研究会」が主催する講演会が7月15日、200人をこえる参加者のもと、新宮市の下田隣保館・児童館でひらかれた。

講演は「沖縄と向き合う、日本と向き合う」彫刻家・金城実の取材を通して」と題して、森下光泰・NHK大阪放送局チーフディレクターが講師を務めた。森下さんは「E.T.V特集・沖

芸術を 解放の武器に

沖縄と向き合い

縄を叫ぶ彫刻家・金城実」という番組制作をするなかで、金城さんの沖縄への思いや「芸術は解放の武器たりうるか」とみずから問いかけ、差別や貧困の現場に身をおいてきた金城さんの生きざまや自身の思いを語った。

青年の就労について、県として企業立地をし、地元採用については、補助金を出すなどにとりくんでいると回答された。参加者から「商工振興に力を入れるといわれたが、200件の企業を訪問しているようですが、地域の零細企業の実態を把握しているのか。ど

うも行政と心がつうじてない。回答も水臭い。地域に大型共同作業所もあり、位置づけに疑問」との意見にたいし「マンパワーが必要であり、まだまだと実感している。作業所については、市町村の考えのもと、とりくんでいく」と回答された。

も行政と心がつうじてない。回答も水臭い。地域に大型共同作業所もあり、位置づけに疑問」との意見にたいし「マンパワーが必要であり、まだまだと実感している。作業所については、市町村の考えのもと、とりくんでいく」と回答された。



沖縄の現状を語る森下ディレクター

狭山事件が発生してから今年で54年が経過する。この間、2度の再審請求がおこなわれたが、再審請求が棄却され、現在第3次再審請求の闘いになっている。狭山事件では、石川さんの自白とおり被害者である中田善枝さんの万年筆が、石川さんの自宅から見られたとして、カバン・腕時計とともに有罪の3物証とされた。これらは犯人しか知らない事実が石川さんの自白によって判明した「秘密の暴露」にあたる

見された証拠は事件に関係するものなのか、証拠がねつ造された疑いはないかなどを慎重に検討しなければならぬはずである。実際にこれまで3回の再審で、警察が自白を誘導し証拠をねつ造するなどして自白とおり証拠が発見され、

第2次再審・特別抗告棄却決定では「視点の位置や明るさによっては見えにくい場所」、「意識的に捜すのであれば見落とすような場所」などとして3回目の捜索で発見されたことを不自然ではないとしている。実際に鴨居の現場検証もおこ

主張 狭山事件の完全無罪を 勝ち取るう!

あたかも「秘密の暴露」があったかのように作りだされてきた事が少なくない。

第3次再審請求では、証拠開示された取調べ録音テープなどから、万年筆発見の際に石川さんが書いたとされる図面が改ざんされ、自白とおりお勝手入り口の鴨居から発見されたよ

うに作り出されたことも明らかになった。そもそも、ふだん字を書くことになかった石川さんが万年筆を家にもち帰り鴨居に置いたという自白自体が不自然である。昨年提出された下山鑑定は、こうした万年筆の疑問を決定的にする新証拠である。下山鑑定は、発見された万年筆には被害者が常用していたインクが入っておらず被害者のものではないということが明らかにされた。先日この鑑定について狭山弁護団の中山事務局長を講師として狭山再審を求める総学習集会を和歌山市内で開催した。き

たるべき10月31日、東京で「10・31狭山再審を求める市民集会」が開催される。各地域・各支部での闘いを積み重ね、狭山第3次再審闘争に勝利していこう。

科学的鑑定もだされたが、

科学的鑑定もだされたが、

科学的鑑定もだされたが、



あいさつする藤森弘之・伊都振興局長

文化の窓

「助けて」と言える国へ 一人を社会とつなぐ

著者：奥田知志／茂木健一郎
発行：集英社 発行日：2013年8月26日
ISBN：978-4-08-720703-3

「この世の中には助けてくれる人はいたんだよ。助けてと言えた日が助かった日だった」。筆者はある日の親父さんの言葉を振り返る。自己責任論や身内の責任論なんて、なんの役にも立たない。人を救うのは、人とつながり、そして本当の絆だと。

◆お問い合わせは県連・教宣部まで
TEL 073-473-2301



助けてと言える国へ